

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

加茂郡富加町

## 1 促進計画の区域

別紙図面に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 大山・滝田地域

#### (1) 現況

本地域は、連担する農地（田）が町内最大であり、担い手を中心に水稻・小麦・大豆の土地利用型作物や飼料作物の作付けが行われている。

ほぼ全域で優良農地として作付けが行われているが、不作付地の改善や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 羽生地域

#### (1) 現況

本地域は、認定農業者を中心に稲作や酪農、花きやいちご等の施設園芸、里芋やきゅうり等の露地野菜等の作付けによる営農が行われている。近年では、稲作に替わる新たな作物として、そばの栽培が行われている。

また、現在の担い手の後継者となりうる若い農家もあり、将来は組織化を含めた地域農業を目指している。

農地は、国道418号富加バイパスの開通により、分散・減少傾向にあるが、農地の確保（保全）や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 夕田地域

#### (1) 現況

本地域は、ほぼ全域で稲作が行われているが、山際には不作付地が点在しており、

農地の保全や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 高畑地域

(1) 現況

本地域は、稲作及び飼料作物を含めた酪農、里芋や南瓜等の露地野菜の作付けによる営農が行われている。

また、本地域は、現在も集団転作に取り組んでおり、地域全体での農地の保全に積極的に取り組んでいるが、さらに環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 加治田地域

(1) 現況

本地域は、平成26年度に集落営農から法人化した農事組合法人が地域農業を支え、水稻・小麦・大豆の土地利用型作物の作付けが行われている。

農事組合法人は、農地中間管理事業を活用し、更なる規模拡大を目指しており、本地域に限らず町内の他地域での営農を模索している。

農地は、適地適作と共に鳥獣害対策が施されているが、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 大平賀地域

(1) 現況

本地域は、ほぼ全域で稲作が行われているが、山際には不作付地も点在しており、鳥獣害対策を実施しながら、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、多面的な機能が効果的に発揮されるように努めていくことが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号の事業を中心に実施し、第3号

に掲げる事業が実施される場合は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の推進を行いながら、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大山・滝田地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②	羽生地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
③	夕田地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
④	高畑地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
⑤	加治田地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
⑥	大平賀地域	第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定なし

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

特になし